

広島市監査公表第3号
平成16年1月28日

広島市監査委員 中岡隆志
同 野曾原悦子
同 谷川正徳
同 熊本憲三

包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

- 1 対象部局（課） 都市計画局 緑化推進部
- 2 監査結果公表年月日 平成14年2月1日（広島市監査公表第1号）
- 3 包括外部監査人 中間 信一
- 4 監査結果に対する措置状況通知年月日 平成15年12月19日

5 監査の結果（指摘事項）及び措置内容

(1) 安佐動物公園における入園券の管理

ア 監査の結果（指摘事項）

入園券の受払簿を調査したところ、受払簿に入園券の払出しの承認印が押されていないケースが見られた。また、入園券の在庫確認についても、実施したことを示す証跡は残されていない。

したがって、管理者による入園券の在庫管理が不十分であり、改めて、入園券の管理について改善を検討することが必要である。

イ 措置内容

財団法人広島市動植物園・公園協会において、入園券の受払状況が適正であったことを確認のうえ、受払簿に承認印を直ちに押印した。

また、平成15年度から、安佐動物公園の入園券の在庫管理について、新たに入園券在庫管理簿を作成し、毎月末の在庫数を管理課長が確認することとし、入園券受払簿については、冊数単位の受払記録から、枚数単位の受払記録に様式を変更した。